

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 令和五年度准看護師試験の実施
- 指定障害児通所支援事業者の指定
- 指定居宅サービス事業者等の指定
- 指定障害福祉サービス事業者の指定
- " " "
- " " "
- " " "
- 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出

【公告】

- 地域森林計画の案の縦覧
- 地域森林計画の変更案の縦覧
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則
(県例規集登載)

【人事委員会】

人事委員会

林政課

建築指導課

医療推進課

指導監査室

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五百二十九号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号。以下「法」という。）第十八条の規定により、令和五年度准看護師試験を次のとおり実施する。

令和五年十一月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験日時

令和六年二月十四日（水曜日）午後一時三十分から午後四時まで

二 試験場所

岡山県看護会館（岡山市北区兵団四番三一号）及び岡山県看護研修センター（岡山市北区兵団四番三九号）

三 受験願書の提出期間

令和五年十二月八日（金曜日）から同月十五日（金曜日）までの午前九時から午後五時十五分までとする。ただし、岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日を除く。なお、郵便又は信書便による送付の場合は、令和五年十二月十五日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

四 受験資格

次のいずれかに該当する者とする。

1 文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者（令和六年三月三十一日までに卒業見込みの者を含む。）
2 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和六年三月三十一日までに卒業見込みの者を含む。）

3 文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるために必要な学科を修めて卒業した者（令和六年三月三十一日までに卒業見込みの者を含む。）

4 文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるために必要な学科を修めた者（令和六年三月三十一日までに卒業見込みの者を含む。）

5 都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和六年三月三十一日までに卒業見込みの者を含む。）

6 外国の法第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が3から5までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

7 外国の法第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、6に該当しない者で、知事が適当と認めたもの

五 受験手続及び提出書類

受験願書に次に掲げる書類を添えて、岡山市北区内山下二丁目四番六号（郵便番号七〇〇一八五七〇）岡山県保健医療部医療推進課へ提出すること。郵便又は信書便による送付の場合は、簡易書留郵便又はこれに準ずる方法によること。

1 卒業証明書又は修業証明書（四6又は7に該当する者にあつては、その旨を証する書面）

四1から5までに該当する者であつて、出願の時に於いて卒業見込み又は修業見込みのものは、三の提出期間内に卒業見込証明書又は修業見込証明書を提出し、令和六年三月十一日（月曜日）までに卒業証明書又は修業証明書を提出すること。ただし、やむを得ない理由により同日までに卒業証明書又は修業証明書を提出することができない場合にあつては、岡山県保健医療部医療推進課へ連絡の上、令和六年

三月二十八日（木曜日）午後五時十五分までに提出すること。
卒業証明書又は修業証明書の氏名と受験願書の氏名が異なる場合は、その異動を
確認することができる書類（戸籍抄本等）を添付すること。

2 写真

出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル、横四センチメ
ートルの上半身を写したものであって、裏面に撮影年月日、学校名又は養成所名及
び氏名を記入したもの（受験願書の所定の欄に貼り付けること）。なお、学校又
は養成所が受験願書を取りまとめ提出する者については当該学校又は養成所にお
いて、それ以外の者については岡山県保健医療部医療推進課において、その写真が
受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

六 受験票

受験願書を受理した者には、受験票を交付する。

七 受験手数料

1 六、九〇〇円とする。岡山県施設の収納専用窓口で納付し、納付済証を受験願書
に貼り付けて提出すること。

2 既納の受験手数料は、返還しない。

八 試験科目

- 1 人体の仕組みと働き
- 2 栄養
- 3 薬理
- 4 疾病の成り立ち
- 5 保健医療福祉の仕組み
- 6 看護と法律
- 7 基礎看護
- 8 成人看護
- 9 老年看護
- 10 母子看護
- 11 精神看護

九 試験方法

筆記試験（四肢択一式）

十 合格発表の日時及び場所

令和六年三月十四日（木曜日）午前九時

岡山県保健医療部医療推進課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/34/>）及び同課前において発表する。

十一 合格証書の交付

試験の合格者には、合格証書を交付する。

十二 その他

1 郵送による受験願書の請求は、岡山県保健医療部医療推進課を宛先とし、百四十
円分の切手を貼った返信用封筒（A四サイズの用紙が折らずに入る大きさのもの）
を同封して行うこと。

2 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、
令和五年十二月十五日（金曜日）までに岡山県保健医療部医療推進課へ申し出た場
合は、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

3 試験の詳細については、岡山県保健医療部医療推進課（直通電話〇八六一二二六
一七三二三）へ問い合わせること。

◎岡山県告示第五百三十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和五年十一月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ツリーハウス 美作粟井教室

2 所在地

美作市小野五三〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

今太木材株式会社

2 主たる事務所の所在地

島根県安来市安来町二一四一番地

三 指定年月日

令和五年十一月一日

四 事業所番号

三三五一五〇〇五七

五 サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス

◎岡山県告示第五百三十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和五年十一月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

いんべ薬局

2 所在地

岡山県備前市伊部四〇〇―一三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社いんべ薬局

2 所在地

岡山県岡山市中区原尾島四丁目七番一―号

三 指定年月日

令和五年十一月一日

四 介護保険事業所番号

三三七一一〇〇八九六

五 サービスの種類

居宅療養管理指導

介護予防居宅療養管理指導

◎岡山県告示第五百三十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和五年十一月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称
株式会社 cocoro
 - 2 訪問介護事業所
真庭市上河内一九九八番地二
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称
株式会社 cocoro
 - 2 主たる事務所の所在地
真庭市台金屋二九八番地一二
- 三 指定年月日
令和五年十一月一日
- 四 事業所番号
三三一四〇〇三三一
- 五 サービスの種類
居宅介護、重度訪問介護

◎岡山県告示第五百三十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和五年十一月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

就労継続支援B型事業所こもればの里

2 所在地

総社市井手九七四番地五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人こもればの里

2 主たる事務所の所在地

総社市刑部一五四番地

三 指定年月日

令和五年十一月一日

四 事業所番号

三三一〇八〇〇五八〇

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

◎岡山県告示第五百三十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和五年十一月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

笑楽（えがく）

2 所在地

井原市笹賀町四一二番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

健正合同会社

2 主たる事務所の所在地

井原市木之子町五〇九番地三

三 指定年月日

令和五年十一月一日

四 事業所番号

三三一〇七〇〇二六九

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

◎岡山県告示第五百三十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和五年十一月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ロボミン走出

2 所在地

笠岡市走出三五四番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ロボミン

2 主たる事務所の所在地

笠岡市笠岡二八三一番地一

三 指定年月日

令和五年十一月一日

四 事業所番号

三三二〇五〇〇〇六三

五 サービスの種類

共同生活援助

◎岡山県告示第五百三十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年十一月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ゆうゆうの里ヘルパーセンター

2 所在地

美作市北山四〇一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人幸輝会

2 主たる事務所の所在地

岡山市中区国府市場九八五―一

三 廃止年月日

令和五年十月三十一日

四 事業所番号

三三一―五〇〇五六

五 サービスの種類

重度訪問介護

〔五四〇〕森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六条第一項の規定により、令和六年四月一日以降十年間における旭川森林計画区に係る地域森林計画を定めるため、当該地域森林計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間の満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和五年十一月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧場所

岡山県農林水産部林政課並びに関係市役所及び町村役場

二 縦覧期間

令和五年十一月二日から同月二十七日まで

〔五四一〕森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六条第一項の規定により、高梁川下流森林計画区及び吉井川森林計画区に係る地域森林計画を変更するため、当該地域森林計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間の満了の日までに、当知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和五年十一月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧場所

岡山県農林水産部林政課並びに関係市役所及び町村役場

二 縦覧期間

令和五年十一月二日から同月二十七日まで

〔五四二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年十一月二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字尾越四七八八―一〇、四七八八―一六、四七九三―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区大福五六八 二〇五

野上美和子

三 許可年月日及び許可番号

令和五年八月十四日岡山県指令建指第一五五号

◎岡山県人事委員会規則第四十六号

岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十一月二日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

岡山県職員特殊勤務手当支給規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 条例第二十六条に定める家畜保健衛生所勤務職員の手当

附 則

この規則は、公布の日から施行する。